

屋外広告物のルールが 変更になります!

～郡山市屋外広告物条例が一部改正されます～

郡山市では、屋外広告物の安全性の向上を図るため
郡山市屋外広告物条例及び同施行規則を改正することとなりました。

令和3年7月1日から施行

管理義務の 明確化

全員に管理義務があります



表示・設置者



管理者



所有者



占有者

所有者とは………広告を表示する提出物件を所有する者(貸しビル等の所有者など)

占有者とは………掲出物件を所有者から賃借し、広告物を表示する者(広告代理店など)

? 管理義務とは ?

管理義務とは、屋外広告物に関して補修やその他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する義務のことです。

点検結果の 報告義務

更新の許可申請の際に、申請前3か月以内に実施した点検の結果を記録した
「安全点検報告書」を提出することが義務付けられます。

点検結果の報告義務は、令和3年7月1日以降に許可更新申請書
が提出されるものから適用となります。



令和4年7月1日から施行

有資格者 による点検

地上から広告物の上端までの高さが4mを超える
広告物は、一定の有資格者の点検が必要になります。

点検の資格者

- 屋外広告士
- 日本屋外広告業団体連合会及び日本サイン協会が実施する点検技能講習の修了者
- 職業訓練指導員等
- そのほか、市長が適当と認める者
- 建築士(1級・2級)

点検対象の広告物

建植広告板、壁面利用広告板、
建植広告塔、壁面突出広告板、
屋上利用広告板、
屋上利用広告塔 など

点検対象から 除外される広告物

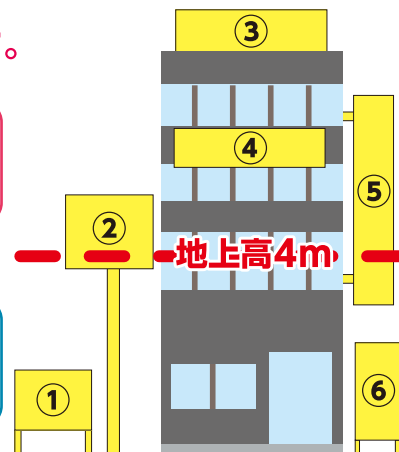
アドバルーン、広告旗、
広告幕、はり紙、はり札、
立看板 など

有資格者による 点検が要件

② ③ ④ ⑤

所有者又は占有者 による点検が要件

① ⑥



屋外広告物許可申請手数料の お支払い方法について

1 申請 (事前協議)

窓口での申請

または

郵送での申請

審査

2 お支払い 方法選択

現金

または

現金書留
※1

または

納付書
※2

NEW!!
令和3年
7月1日～
ご利用できます!

納付書送付

金融機関にて
手数料を
お支払い

入金確認後

3 許可書 の交付

窓口にて
領収書と
許可書を交付

領収書と
許可書を送付

許可書を送付

※1 …… 許可書・領収書等の返信用封筒(1通)に切手を貼付のうえ、同封ください。

※2 …… 納付書の送信用封筒(1通)と許可書・領収書等の返信用封筒(1通)に切手を貼付のうえ、同封ください。なお、納付書に記載のある指定の金融機関以外では納付できませんので、ご注意ください。

お問合せ先

郡山市都市整備部 開発建築指導課 景観係

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

☎ 024-924-2371 📠 024-938-2720 ✉ kentikusido@city.koriyama.lg.jp

お気軽に
お問合せください!!



この印刷物は、環境にやさしいFSC認証紙と植物油インキを使用しています。紙ヘリサイクル化。